



**第 46 号**  
 発行所  
 相馬市中村 1 丁目 2-3  
 (公社) 相双 法人会  
 発行人  
 只 野 裕 一  
 編集  
 広報委員会  
 発行日  
 平成 27 年 8 月 25 日

# 第 3 回通常総会を開催



6 月 18 日 (木) ロイヤルホテル丸屋 (南相馬市原町区) に  
 おいて、公益社団法人相双法人会として再発足してから、第 3  
 回通常総会が開催された。

## 会員親睦交流会



今年の交流会にも多くの方に参加いただき、  
 会社の現状・地元の復興状況・昔話などに花が  
 咲き終始笑いの絶えない交流会となった。



制度の推進本部  
 である「特定個人  
 情報保護委員会事  
 務局」の方を講師  
 に、今年 10 月から  
 始まる「マイナン  
 バー制度」につい  
 ての詳細を学ん  
 だ。

**マイナンバー制度について学ぶ**

# 総会

会員約百名出席のもと開催され、今年も避難先よりたくさん  
の会員に出席していただいた。

森直人副会長による開会のことばにて総会が開始され、只野  
裕一会長から会員・来賓の皆様に対し、ご支援とご協力に対し  
感謝の意が述べられ、永年役員に対し表彰を行った。次に小野  
寺哲良相馬税務署長並びに御代典文福島県相双地方振興局長  
(代読) からご祝辞を賜わった。

只野会長を議長とし、議事に入った。  
議事では、平成26年度事業報告・平成27年度事業計画・予算  
は理事会承認事項として報告された。また、平成26年度決算が  
決議事項として満場一致で可決された。



会長あいさつ

只野 裕一 会長

平成27年度の  
事業活動の重点  
施策として、こ  
れまでと同様に、  
税務行政への協  
力・健全な納税  
団体として公益  
性と社会貢献度  
を高めること。  
遠方へ避難し  
ている会員法人・  
一般法人・住民

達への復興支援に関わる事業活動を積極的にを行い、情報提供や  
親睦交流を図る事業を実施する。

また、任期満了に伴う役員改選も提案され、提案の理事・監  
事の全員が満場一致にて承認された。その後理事会が開かれ現  
任の只野会長を再任した。



開会のことば  
森 直人 副会長



相馬税務署 署長  
小野寺 哲良 様

# 相双法人会表彰

平成27年度表彰者(敬称略)の方々の内、相双法  
人会総会席上で表彰を受けた方。

※ 表彰規程に基づく表彰

○ 役員表彰(理事以上役職10年以上)

佐藤 則夫

佐藤 和男(所用のため欠席)

坂本 邦仁

門馬 浩二(所用のため欠席)

末永 昭義

○ 功労者表彰(感謝状)

熊川 喜八郎(所用のため欠席)

佐藤 則夫

○ 福利厚生制度(経営者大型総合保障制度)

推進表彰

受託会社職員の部(大同生命保険株式会社)

金賞 荒 良範(所用のため欠席)

銀賞 齋藤 才子(所用のため欠席)

銅賞 杉浦 万起子(所用のため欠席)

銅賞 佐藤 正美

○ 東北六県法人会連合会表彰(11月に

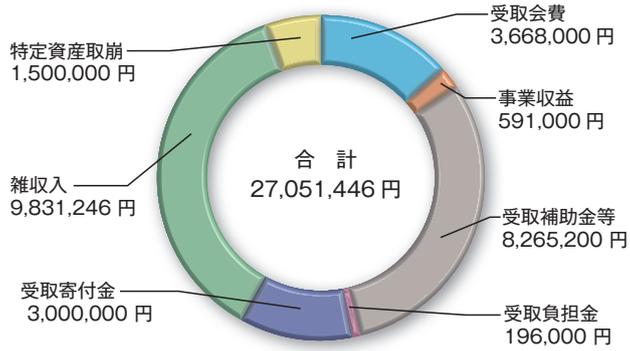
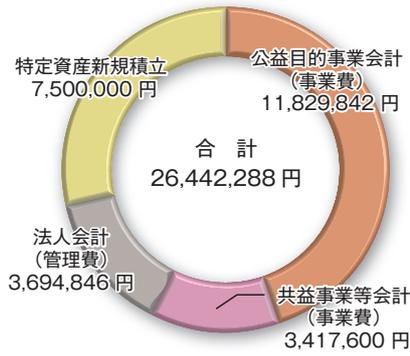
平成27年度運営協議会席上で表彰予定)

八巻 正隆

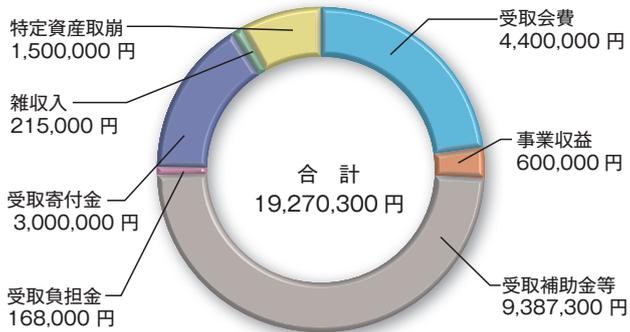
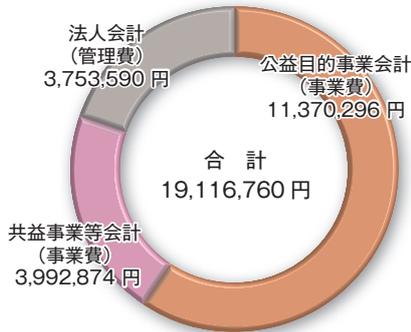
松永 雄一

菊地 逸夫

### 平成 26 年度決算



### 平成 27 年度予算



詳細については、ホームページをご覧ください。

[相双法人会](#)

検索



末永 昭義 氏



坂本 邦仁 氏



佐藤 正美 さん

## 上部組織表彰

平成27年度表彰者(敬称略)の内、福島県法人会連合会総会席上(6月26日)で表彰を受けた方。

○公益財団法人

全国法人会総連合会功労者表彰(伝達)

松永 雄一  
福山 真久

○一般社団法人

福島県法人会連合会表彰

※ 県法連役員表彰

松永 雄一

※ 単体会役員表彰

佐藤 和男  
坂本 邦仁  
門馬 昭義  
末永 義

# 平成 27 年度公益社団法人相双法人会 役員名簿

役職名	氏 名	法 人 名	役職名	氏 名	法 人 名
会 長	只 野 裕 一	(株) 只野商事	理 事	阿 部 昭 太 郎	(資) 和田屋酒店
副 会 長	立 谷 一 郎	(株) サンエイ海苔	理 事	立 谷 惣 一	(有) 立谷商会
副 会 長	森 直 人	新地パークゴルフ企業組合	理 事	渡 部 清 昭	(有) 渡部電気工事
副 会 長	高 橋 徳	高橋建設 (株)	理 事	草 野 健 男	みどりのキャベツ (有)
副 会 長	渋 佐 克 之	相馬ガス (株)	理 事	齋 藤 イ ネ	(有) 齋藤商店
副 会 長	高 橋 英 明	(株) 英工務店	理 事	高 野 敬 真	(株) 高野商店
副 会 長	志 賀 正 幸	(株) ハヤシ	理 事	遠 藤 義 廣	(株) 原町日通自動車修理工場
副 会 長	横 山 佳 弘	横山建設 (株)	理 事	鈴 木 清 重	(株) スズトヨ
副 会 長	永 田 茂 男	双葉日立生コン (株)	理 事	門 馬 浩 二	(株) ホテル森の湯
副 会 長	太 田 宏 明	太田商事 (株)	理 事	齋 藤 健 一	(資) ニューさいとう
副 会 長	坂 本 行 生 郎	坂本種苗 (株)	理 事	但 野 義 和	(有) 但野設備工業所
常 任 理 事	八 卷 正 隆	旭電設工業 (株)	理 事	木 幡 恵 一	(株) こはた印刷所
常 任 理 事	松 本 伸 一	(資) 相馬堂時計店	理 事	伏 見 俊 一	(株) 伏見材木店
常 任 理 事	加 藤 優	(有) サンリット工業	理 事	庄 司 岳 洋	庄司建設工業 (株)
常 任 理 事	菅 野 行 雄	(株) 菅野漬物食品	理 事	高 橋 亘	(有) 白石自動車整備工場
常 任 理 事	松 永 雄 一	松永牛乳 (株)	理 事	折 笠 芳 春	折笠工業 (株)
常 任 理 事	高 橋 隆 助	(株) 高良	理 事	岡 崎 崇	(資) 塩屋金物店
常 任 理 事	長 谷 川 長 喜	(有) 長谷川電気工事	理 事	原 田 雄 一	(株) 原田時計店
常 任 理 事	門 馬 弘	(同) ド・リエ企画	理 事	神 長 倉 豊 隆	(有) 美花
常 任 理 事	朝 田 宗 弘	朝田木材産業 (株)	理 事	柳 沼 俊 成	(有) 双相スポーツボウリング
常 任 理 事	木 藤 喜 幸	ネットアンドプリント (株)	理 事	伊 藤 哲 雄	(株) 伊藤工務店
常 任 理 事	梨 本 正	都重機土木 (有)	理 事	橋 本 明	(株) 橋本組
常 任 理 事	坂 本 邦 仁	坂建工業 (株)	理 事	山 本 育 男	(有) ヤマモト
常 任 理 事	朝 田 英 洋	朝田木材産業 (株)	理 事	猪 狩 昭 彦	(株) 猪狩商店
常 任 理 事	番 場 三 和 子	(有) 番場産業	監 事	小 林 正 幸	小林建業 (有)
理 事	菅 野 利 男	(株) 菅野寛商店	監 事	佐 藤 達 雄	(有) エイアンドエヌ
理 事	武 島 昭 良	(資) 錦尚堂	監 事	福 山 真 久	(有) 共栄会計事務所
理 事	菊 地 逸 夫	(株) キクチ			

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

**納税にはダイレクト納付  
が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

\*事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。\*届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

電子申告で  
効率UP!

**国税に関する申告や  
納税、申請・届出などの  
手続きがインターネットで  
行えます。**

**【 e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが! 】**

平成24年分は最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

# 地域社会貢献事業

## 総会記念講演会

6/18  
ロイヤルホテル丸屋  
(南相馬市原町区)



今年10月からスタートする新制度「マイナンバー制度」について、特定個人情報保護委員会事務局の職員を講師として、具体的な内容、利用方法について聞いた。講演は、資料やプロジェクト等を使つての説明であった。今回の新制度による事業者が注意すべきポイントや、マイナンバーの保管方法、利用開始までのスケジュール等を詳しく学んだ。他にも、マイナンバーが普及することによる行政手続きの効率化、取引における添付書類の削減等事務作業の効率化など、社会的利便性の向上について説明を受け、個人情報の安全管理措置の対策を取る必要性を再認識させられた。毎年会員法人からは

1名の出席が多かったが、今回は必ず性の強さから数名が参加されたり、一般法人の参加も多く見られた。

質疑応答では、「つい最近日本年金機構による個人情報流出が社会的問題になったが、新制度の対策は具体的にどうなっているのか？」という内容の質問があった。これに対し「個人情報を扱うパソコンはインターネットに接続されないよう他のパソコンと分けて使うなど、セキュリティには気をつけている。より安全な策があれば、日々対策を続けていく」と力強い言葉ももらった。

# 南相馬市鎮魂復興植樹祭

3/29  
菅浜字長沼地内浜周辺  
(南相馬市原町区)

当会の会員と家族は、「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」に参加した。

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた沿岸部に、「いのちを守る森の防災林」と「鎮魂の森」をつくることを目的に市が主催したもので、復興交付金等を活用し、木材や土砂などの瓦礫で盛土造成した土地に防潮林を整備していくものです。「瓦礫(がれき)」を活かす森の長城プロジェクトが苗木タブノキ・シラカシなど16種2万本と植樹資材を提供。

「命の宿っていたところに、命を再生させる」をキャッチフレーズにボランティア2900名が集まった。植え付ける土は、津波で発生したコンクリートガラや大小の石が入った堆積した土砂で、壊れた家屋の一部や海の丸い石も混じっていた。当会では移植ゴテや軍手・マスクなどを提供。



只野会長や番場三和子女性部会長ほか33名は、犠牲になられた方の鎮魂を祈り、私たちの未来を守る礎にとの思いで作業した。福島県法人会連合会丹治専務理事はじめ、早朝東京本社からバス2台、総勢80名で駆けつけてくれたAIU損害保険(株)関係者と共に1区画を担当。当日は時折海からの風が感謝しているよう心地よく吹いて、まさに植樹日和であった。

# 第1回決算法人税務研修会

4/22  
原町商工会議所2階会議室



27年度に入り3〜5月期決算法人に対しての説明会には、決算期を迎える法人が多く、参加者数94社でした。相双法人会地域外へ避難している法人の出席が3分の1を超えていた。





【福島県連：特別賞】  
【相双法人会：入賞】  
相馬市立飯豊小学校  
菅野 奏恵さん

**東北六県法連・福島県法連  
審査会入賞作品**



【東北六県法連：優秀賞】  
【福島県連：銅賞】  
【相双法人会：女性部会長賞】  
新地町立新地小学校  
宇佐美 真子さん



【東北六県法連：優秀賞】  
【福島県連：銅賞】  
【相双法人会：会長賞】  
南相馬市立原町第一小学校  
田中 大喜さん

**相双法人会審査会  
入賞作品**



【入賞】  
相馬市立中村第二小学校  
宇羅 かのんさん  
2月13日、東北六県連審査会が開催され、田中さん、宇佐美さんが優秀賞を受賞した。本年は昨年を上回る六県で五百二校一万四千四百四十二作品の応募でした。

女性部会（番場部会長）の税に関する絵はがきコンクールの審査会が、2月5日相馬税務署で開かれた。只野会長、女性部会の役員、専門職から小野寺相馬税務署長が審査員として、応募総数十二校四百十八点の中から七十二点の入賞作品を選び、うち相双法人会会長賞には田中大喜さん（原町第一小学校6年）女性部会長賞に宇佐美真子さん（新地小学校6年）が選ばれた。また、十点を福島県連審査会に推薦した。2月12日、県連審査会において、銅賞に田中さん、宇佐美さん、特別賞に菅野奏恵さん（飯豊小学校6年）、選ばれた（総数百四十八校三千八百十四点）。銅賞の二点は他の作品八点と共に東北六県連審査会に出品された。



**税の絵はがきコンクール**

**租税教室**

1月に入って昨年の11校に続き、6校で租税教室を開催した。授業内容は、子供たちがいつも価格と一緒に支払っている消費税の話を聞いたり、レプリカの一億円を手にとってみるなど、税について学んだ。

小高区の福浦・金房・鳩原の三小学校は一つの教室で6年生19名の児童たちが勉強をした。鹿島区八沢小学校6年生10名、原町区大甕小学校6年生19名、高平小学校6年生18名が税の大切さについて勉強した。今年度の租税教室では、十七校四百五十五名が税金について学んだ。



みんなで集合写真  
(八沢小学校)



実際に一億円を  
もってみる  
(小高三小学校)

# 相双法人会審査会入賞作品



【入賞】  
相馬市立中村第二小学校  
佐藤 茉花さん



【入賞】  
南相馬市立原町第三小学校  
青田 茉奈さん



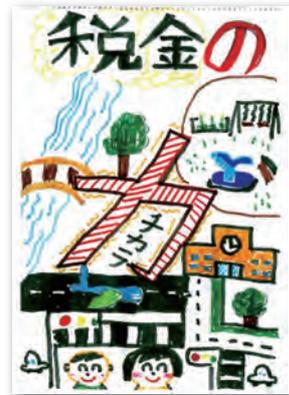
【入賞】  
飯館村立飯樋小学校  
大和田 惇さん



【入賞】  
南相馬市立石神第二小学校  
坂本 舞さん



【入賞】  
南相馬市立石神第二小学校  
石田 未琴さん



【入賞】  
南相馬市立原町第一小学校  
笠原 基郁さん

原発事故に伴い、相馬税務署管内の相馬地域から福島県内各地に避難している小学校から、租税教室の開催要望があった。それを受けて、福島県租税教育推進協議会（代表幹事 久保田範夫）が避難先の税理士会や法人会に教室の開催を働きかけた結果、「避難している子供たちにも、他の子供たちと同じく租税教室を開催してあげたい。」と賛同を得ることができ、教室が開催された。開催した5団体に対して「貴会は東日本大震災により地区外で開校している小学校に対し租税教室の講師派遣を行い、避難している児童の租税教育に多大なる貢献をされました。ここにそのご尽力に対し



～避難している子供たちにも租税教室を～

## 租税教育推進事業で 感謝状を受賞

て深く経緯と感謝の気持ちを表します」と感謝状が贈呈された。当会には、総会席上において協議会幹事である菅野昌徳福島県納税貯蓄組合連合会会長より只野会長に手渡された。

浪江小（避難先・二本松市）講師・二本松法人会、葛尾小（同・三春町）東北税理士会郡山支部、楢葉南小・楢葉北小学校（合同）（同・いわき市）東北税理士会いわき支部、大野小・熊野小（合同）（同・会津若松市）会津若松法人会、草野・飯樋・白石小学校（合同）（同・川俣町）相双法人会



授業中に積極的に手をあげる児童たち（大甕小学校）



プレゼントにニコニコ（高平小学校）

## 復興支援公開講演会 福島に笑顔を届けるために

3/6  
ロイヤルホテル丸屋

地元国会議員である亀岡偉民衆議院議員にお願いして講演会を開いた。演題は「福島に笑顔を届けるために」亀岡氏は震災当初から相双地域の各市町村に何度も足を運び、被災地の現状を目の当たりにし、国会の委員会の場での経験を政府や多くの方に伝えてきた。その後、復興大臣政務官・防災担当政務官を兼任してきた。一番相双地域を知っている議員に、今後の道標を教えていただきたいと考えた。

当時は、被災地では今何が一番必要なのかを考え、支援物資などの活動に力を入れていた。



今後は地域の復興のためには何が必要か。また、相双地方に限らず地方の急速な過疎化、若い世代の子育て支援など、現状の課題について話をした。



## 木更津法人会より「小高区へ」 レッグウォーマー贈呈

平成 26 年 12 月 24 日に木更津法人会（千葉県）から支援金を寄託され、小高支部への原発事故復興支援に充てることとした。



1 月 19 日に志賀正幸副会長（小高支部長）が小高商工会に隣接する住民の集いの場である「ふれあい広場」に持参し、「季節柄寒さ厳しくなり、対策が必要になるので、小高区の皆様に足元から暖かさを感じていただき、風邪予防としてご愛用してもらいたい。また、木更津法人会からの善意で購入したもので、大切に使用してください」と小高商工会佐藤洋司事務局長、ふれあい広場管理人の千葉清和さんへレッグウォーマー 600 個贈呈した。贈呈した品は、ふれあい広場に常時置いていただき、訪れた住民の方に手渡しにて配布していただくことにした。昨年に引き続き二年目の木更津法人会からの寄託であった。



## 香川県大川法人会から 支援金が届きました

今年で二年続けて大川法人会女性部会から支援金をいただいた。  
平成 27 年 3 月 24 日、相双法人会女性部会は、南相馬市にあるベテランママの会へ寄付金を贈呈した。



この会の活動は、震災直後からに遡る。30 キロ圏内で屋内退避指示が出された南相馬市では、自主避難が相次いだ。ここで暮らしても大丈夫かという不安を抱えた母親をはじめ住民たちと、東京大学医科学研究所から支援に来ていた坪倉正治医師とともに、「放射線教室」の勉強会を百回近く行って

# 震災・原発事故被害者への支援事業

地域社会への貢献を目的とする事業の一環として、「震災・原発事故被害者への支援事業」を今年度も行った。

今年は、避難区域に指定されている葛尾村・楢葉町・広野町・川内村の四町村の社会福祉協議会を通じて住民の方へ、風邪予防としてマスクを送付し、配布をお願いした。各町村の配布先は、葛尾村が仮設住宅へ入居している方々へ、楢葉町は、借上住宅世帯の方、児童館、こども園に配布。広野町は75歳以上の世帯に、川内村は、老人クラブ八ヶ所へ配布した。

配布後、みなさまから感謝の言葉をもらいうれしく思います。これを当会の励みとし、震災・原発事故被害に遭われた方々に健康を過ごしてもらえよう、今後も支援活動を通して様々な方のお力になれることを目指していきます。



葛尾村社会福祉協議会 (仮設住宅の方へ)



川内村社会福祉協議会 (老人クラブへ)



広野町社会福祉協議会 (75歳以上の方が住む世帯へ)



楢葉町社会福祉協議会 (こども園へ)

## わが家の節電メニュー

ご家庭ごとに実施できるものをチェックしましょう。

期間 7月~9月 8/13~14  
平日 9時~20時

### 基本となる10の節電メニュー

項目	内容	削減効果
エアコン	室温28℃を心がける。(設定温度を2℃上げた場合)	10%
	“すたれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。(エアコンの節電になります。)	10%
	無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。 <small>※除湿運転やエアコンの弱運転オンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。</small>	50%
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。 <small>※長あめの暖みにご注意ください。</small>	2%
照明	日中は不要な照明を消す。	5%
テレビ	省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。 <small>※標準一般エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合</small>	2%
温水洗浄便座	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。	1%未満
ジャージ乾燥器	上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	1%未満
待機電力	今朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。	2%

### さらに効果を高める節電メニュー

エアコン	フィルターをこまめに掃除する。	<input type="checkbox"/>
	2部屋でそれぞれ使用している場合には、1部屋(1台)に減らして使用する。 <small>(例: 350W×2台を使用している場合、約30%の節電効果となります。)</small>	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	壁との間に適切な間隔を開けて設置する。	<input type="checkbox"/>
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る。	<input type="checkbox"/>
洗濯機	容量の80%程度を目安にまとめて洗いをする。	<input type="checkbox"/>
パソコン	日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使う。	<input type="checkbox"/>
	省電力設定を活用する。	<input type="checkbox"/>
掃除機	紙パック式はこまめにパックを交換する。	<input type="checkbox"/>
	畳間のピーク時はモップやほうきを使う。	<input type="checkbox"/>
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールを立てる。日中(特に13時~16時)を避けて電気製品を使用する。	<input type="checkbox"/>
	外出や旅行による節電。	<input type="checkbox"/>
契約見直し 見える化	契約電力の見直し(節電料金メニュー、適切なアンペア設定等)	<input type="checkbox"/>
	電力会社のウェブサイトに登録頂き消費電力を「見える化」	<input type="checkbox"/>

※ 熱中症にご注意ください。

出典: 経済産業省 節電100

公益社団法人 相双法人会  
福島県相馬市中村一丁目2-3 トーヨー不動産ビル内  
0244-36-5754

法人会では夏の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っています。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会  検索 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

公益社団法人 全国法人会総連合 女性部会連絡協議会



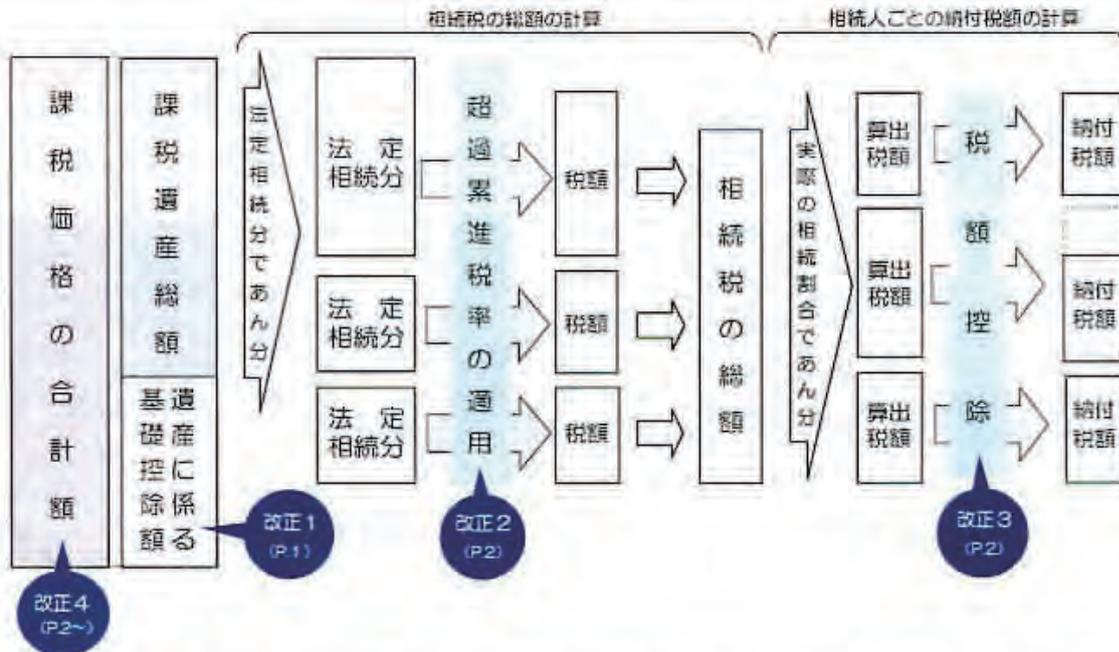
ベテランママの会が発行した本

きた。昨年、それを小冊子にまとめると、初版の日本語版2万冊がたった3週間で飛び立ったという。  
なお、冊子の作成、世界への発信など活動が認められ、先日「第一回日本復興の光大賞」を受賞した。審査委員長の池上彰氏からもお褒めの言葉をいただいた。  
若い親たちや、高齢者に寄り添い、癒しの場の提供も行っていくというこの会に、大川法人会の温かな気持ちを今後の活動に生かしてほしいと贈った。

# 相続税の税制改正のあらまし

## 相続税のしくみ

【適用関係】「改正1」から「改正4」までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



## 相続税 改正1 遺産に係る基礎控除

○ 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】 5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)	【改正後】 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)
---	---

### 遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格 ※1）の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000 万円と 600 万円に法定相続人の数 ※2）を乗じて算出した金額との合計額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から 10 か月以内に、被相続人の住所を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1 「各人の課税価格」

$$\text{各人の課税価格} = \left( \begin{array}{l} \text{相続又は遺贈} \\ \text{によって取得} \\ \text{した財産の} \\ \text{価額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{被相続人から} \\ \text{取得した相続時} \\ \text{精算課税適用財} \\ \text{産の価額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{債務・葬式費} \\ \text{用の金額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{相続開始前3年以} \\ \text{内に被相続人から} \\ \text{取得した毎年課税} \\ \text{適用財産の価額} \end{array} \right)$$

※2 「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は 1 人、被相続人に実子がいない場合は 2 人までとなります。

### 「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子 2 人の場合

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円 (遺産に係る基礎控除額)}$$

### 相続税 改正2 相続税の税率構造

○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】 税率	【改正後】 税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下		45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%
6億円超 ～	50%	55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

**「相続税の総額」の計算**

例 課税価格の合計額が2億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合  
 2億円（課税価格の合計額）－ 4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝1億5,200万円（課税遺産総額）  
 ・ 配偶者（法定相続分1/2） 7,600万円 × 30% － 700万円 ＝ 1,580万円 … ①  
 ・ 子（法定相続分1/4） 3,800万円 × 20% － 200万円 ＝ 560万円 … ②  
 ① + ② × 2 ＝ 2,700万円（相続税の総額（P.1「相続税のしくみ」税額の合計額））

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

### 相続税 改正3 税額控除

○ 未成年者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】	【改正後】
20歳までの1年につき 6万円	20歳までの1年につき 10万円

**「未成年者控除の控除額」の計算**

例 相続人が15歳の場合 20（歳）－15（歳）＝ 5  
 10万円 × 5 ＝ 50万円（未成年者控除額（P.1「相続税のしくみ」税額控除））

○ 障害者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】	【改正後】
85歳までの1年につき 6万円 （特別障害者 12万円）	85歳までの1年につき 10万円 （特別障害者 20万円）

### 相続税 改正4 小規模宅地等の特例

○ 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。（P.3 ①参照）

【改正前】	【改正後】
限度面積 240㎡（減額割合 80%）	限度面積 330㎡（減額割合 80%）

○ 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。（P.3 ②参照）

【改正前】	【改正後】
特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → 合計 400㎡ まで適用可能	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → 合計 730㎡ まで適用可能 （貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限り。）

**小規模宅地等の特例**  
 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等のうち限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

シリーズ 避難先からのメッセージ

# ふるさとを出て五年…

## まちづくりNPO新町なみえ

理事長 神長倉 豊隆

あの悍ましい震災・原発事故から早いもので五度目の夏を迎えました。あの日までは花屋として六十年の歴史をつなぎながらこのまま浪江町で人生を終えるものだと自分ながら考えていました。しかしながら、あの日を境に避難を強いられた中で強く思うことはふるさとの復興でした。

私たちは浪江町でも一番活性化していた商店経営者たちと共に立ち上げたのが「まちづくりNPO新町なみえ」(平成23年10月に設立)という、ふるさとの復興と避難町民のサポートを考



えようとする団体でした。仲間はすべて商工会の理事や役員で、事業の再開を含めて復興に関する勉強会をしながら、町民のコミュニケーションづくりのためのワークショップや絆をつなぐ活動を中心に続けています。また、町に対する提言・要望を出しながら、住民の生活再建に関する課題や問題も考えています。

私自身は事業再開に未だ時間がかかりそうですが、必ず再開を果たして行きたいと考えています。浪江町は平成二十九年三月を帰還の目標としていますが、来年の春には町長が再度判断したいと思っています。私たちもふるさとを諦める事なく頑張っていく所存です。

相双法人会としては双葉郡の復興こそ心より待ちわびているものと思えます。私たちも期待に応えるべく今後とも根強く、ふるさと再生に頑張る所存です。今しばらく、温かな、ご支援をお願い致します。

2月10日には、「東日本大震災からの復興に向けて地域に密着した活動を続けている団体」をたたえる、第一回日本復興の光大賞」の特別賞をNPO法人日本トルコ文化交流会より「まちづくりNPO新町なみえ」が受賞した。



**消費税期限内納付 推進運動 実施中!**

消費税の期限内納付を忘れずに。

消費税は消費税からの預かり金に納税を要するからです。  
標準税率の課税対象が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限(※)があります。  
申告・納付にはe-Taxが利用できます。  
個人事業者の方は源泉納税も利用できます。

※期限を過ぎると延滞税がかかります。  
※確定申告・納付のほか、最初の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります。

課税区分	申告・納付期限
400万円超	毎月15日(確定申告)または、毎月15日
400万円超400万円以下	毎月15日(確定申告)または、毎月15日
400万円以下	毎月15日(確定申告)または、毎月15日

法人会

## 編集後記

東日本大震災の津波に耐え、復興のシンボルとなっている南相馬市鹿島区右田の「かしまの一本松」の二世が誕生したそうです。地元保存会が、震災を乗り越えた生命力を後世に引き継ぐと取り組み、農林水産省森林総合研究所材木育種センターが種からの発芽に成功したそうです。復興へ向う市民の新たな心のよりどころとして育ってほしいものです。

南相馬市原町区では、サティ駐車場と旧市立病院跡地に建てられた3棟の復興団地が供用開始された。ドーナツ化現象といわれ街中の人口が減少していた中、高齢者が多いとはいえ街中に人口が戻ってくるのは喜ばしいことです。皮肉な形ですが、最近よく言われるコンパクトシティに近い近づいているのかもしれない。復興の足がかりになってくれることを期待しています。(K)

いよいよ  
**マイナンバー制度が**  
社会保険・税番号制度  
**始まります。**

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん